

2. 私的所有と市場社会

私的所有と私的所有者

今回のキーワード

- ⊕ 私的所有（私有）
- ⊕ 私的生産
- ⊕ 相互的承認

今回の課題

- ✓ 私的所有の発生メカニズムを理解する。
- ✓ 私有財産制と市場社会との関係を理解する。

今回の目次

1. 私的所有とは何か？
2. 私的所有の正当化の内容
3. 私的所有の正当化の形式
4. 私的所有そのものの形式性

1. 私的所有とは何か？

1.1 私的所有と現代市場社会

はじめに結論

- 私的所有は：
 - 共同体所有等と対立するような、一つの所有形態である。
 - 現代市場社会に対応する近代的な所有形態である。
 - 理念的には、私的個人の所有形態、すなわち個人的な私的所有である。

私的所有とは何か？(1)

- = 社会からも他者からもバラバラに切り離されるという形で自立化を達成した私的個人の排他的所有
- ▶ 私的労働が生み出す——従って商品生産、従って市場社会に対応する——所有形態

私的労働

- バラバラな個人がプライベートな空間で互いに無関心に、他の私的個人からも社会からも干渉されずに、好き勝手に行う労働
 - 個人が好き勝手にやっていい代わりに、個人がすべての責任を背負う（自己責任と自己利得）。
- 商品生産の場合には：
 - 商品を生産する労働
 - 商品交換によって社会的労働として実証されなければならない。
 - 直接的には社会的分業の一環になっていないような、交換が成立して初めて結果的に社会的分業の一環になるような、私的個人の労働

私的個人の成立(1)

1. 社会から切り離される
 - 社会から切り離されるというのは、社会が消滅することではない。
 - 一方では、《公》（共同体）が私的個人を排除し、
 - 他方では、私的個人が共同体からの干渉を排除する。
- ↓ これを通じて

私的個人の成立(2)

2. 互いに切り離される
 - 社会という媒介がないのだから、互いにバラバラになるしかない。
 - 互いにバラバラになるというのは無関係になるということではない。前近代的共同体との直接的な統合がないということ。
 - 市場社会では、共同体に代わって、貨幣という物件が媒介になる。

試験範囲外

私的であるということ (プライバシー)

- 私的（プライベート）であるということ
- 他を排除する絶対的な空間
 1. 他の個人をも排除
 - 後述するように、個人と個人とがバラバラ
 2. 社会（それを代表する公権力）をも排除
 - 後述するように、個人と社会とがバラバラ

参考

試験範囲外

私的であるということ (プライバシー)

- 共同体を失った個人に相応しい空間
- 消費も生産もこのプライベートな空間で行う。
 - 交換はオープンな場だが、そこでも自分と自分の商品との間では、プライベートな関係は失われない。
- 資本主義的営利企業では、このプライベートな空間に、多数の雇用労働者が入ってくるから、無理が生じる。

参考

私的所有とは何か？(2)

- (本来は) 私的個人 (=私人) が所有主体 = 個人的な私的所有
 - 法人所有については、株式会社の所有として考察
 - 現代社会における国有は、現代的国家法人の私的所有
- 市場の発生とともに発展

1.2 個人的な私的所有の歴史

個人的な私有所有の歴史(1)

1. 共同体への個人の埋没
 - 商品交換の起源は個人間での取引ではなく、共同体間での取引である。
- ↓
2. 共同体からの個人の自立
- ↓

個人的な私有所有の歴史(2)

3. 共同体 (国家) の干渉を排除した 個人的な私的所有
 - 必ずしも市場を前提するとは限らない。
- ↓
4. 生産力の上昇と個人的富の増大
 - 生産手段が自分のものであり、生産物が自分のものになるからこそ、自分の能力を向上させる。
- ↓
5. 市場での剰余生産物の流通
 - 市場を前提する。

前近代的共同体における 個人的な私有所有

- そもそも自営業者だけが しかも剰余生産物だけを 市場で流通させる
 - = その限りでは、市場は社会を支配しない。
- 個人的な私有所有は、前近代的共同体にとっては異質なもの
 - 既存の共同体の崩壊の要因になり、
 - 新規の共同体の形成とともに再び衰退する。

現代市場社会のモデル（理念） における個人的な私的所有

- たまたま余った剰余生産物だけを、
《よしそれなら交換しよう》と意志決定
するのではなく、
そもそも全生産物を、生産するまえから
意志決定して市場向けに生産している。
- 個人的な私的所有こそが、
市場社会の理念であり、
市場社会の正当性である【⇨後述】。

1.2 商品交換と私的所有

歴史的補足

- 商品交換と個人的な私的所有とが
歴史的に完全に一致するわけではない。
 - 商品交換なき個人的な私的所有【⇨前述】
 - 個人的な私的所有なき商品交換【⇨後述】

商品交換	商品交換 + 私的所有	私的所有
------	-------------------	------

現代的市場社会

- 商品交換が必然的に行なわれ、
市場が社会になっているような
社会、すなわち現代的市場社会において、
個人的な私的所有と商品交換とは
原理的・理念的に対応し、
私的労働の結果としての商品交換が
私的所有を必然的に生み出している。



商品交換の原理

- 商品交換における私的所有の必然的発生
 - 商品交換の原理
 - 自由
 - 平等
 - 私的所有
- 私的所有者による市場社会の形成
 - 社会形成主体=人格
 - 自由・平等な私的所有者が
市場社会の形成主体

2. 私的所有の正当化の内容

自己労働に基づく個人的な私的所有

2.1 自己労働に基づく個人的な私的所有

労働と所有との一致という原則の確立

労働と所有との一致

- なぜ俺のものになっている？
なぜお前のものになっている？
- 労働（＝原因）と所有（＝結果）との一致
- 自己労働に基づく私的所有
 - “額に汗して働いて手に入れたから
この財産は俺のもの”

私的所有の正当化と
市場社会の正当化

- 市場社会の正当化形態
 - 個人が、
身分に関係なく平等に、
誰の命令に従うのでもなく
自分の自由な意志で自己責任で、
頑張った（＝労働）結果として
報われる（＝所有）から、
市場社会は素晴らしい。

2.2 市場における所有権の移転と
所有の正当化

一時取得と二次取得

所有権の移転と所有の正当化

- 一次取得
 - 自分自身の労働で対象を取得した。
- 二次取得
 - 所有権の移転を通じて対象を取得した。
 1. 商品交換（等価交換）
 2. 譲渡・移転等

1. 商品交換で入手した
場合には？

- 労働
 - 俺が額に汗して野菜2kgを手に入れた。
- 自由意志
 - 俺とあいつはお互いに誰に命令されたのでもなく
自由意志で社会関係を結び、
- 等価交換
 - 俺はこの野菜2kgと引き替えに、
同じ価値を持つシャツ1着をあいつから手に入れた。
 - 俺が野菜を手に入れるのに額に汗したのと同じ価値
をもつシャツを手に入れた。

正当化と所有権移転

- 一次取得
 - バラバラの個人と想定
- 二次取得
 - 所有と労働との一致は想定されているだけ。
 - それにもかかわらず、実際にはこちらが出発点。
 - ∵ 一次取得の時点、すなわち労働の時点では、私的生産者は共同体への帰属という契機を失っているから。

[補足]無償譲渡の場合は？

- 等価交換という正当化原理の欠如
- 自由意志という正当化原理の存在
 - しかし俺は自由意志で所有物を譲渡した。
 - 自由意志は尊重されるべき
- 正当性
 - 等価交換ではないのだから、等価交換と同じ仕方では正当化されない。
 - 贈与税、相続税

3. 私的所有正当化の形式

交換過程における相互的承認

私的所有の正当化の形式と 所有主体

- どうやって俺のものになる？
どうやってお前のものになる？
- あくまでも主体は自然人としての個人
- 相互の自由意志の結果としての社会形成

私的所有と相互的承認

- お前のものはお前のもの、俺のものは俺のもの
- 一方では、相手の商品を、相手の排他的な所有物として承認する。
- 他方では、自分の商品を、自分の排他的な所有物として承認してもらう。
- それを通じて、両者は**相互的に私的所有者として承認**し合っている。

私的所有と商品交換

- だからこそ、合意を通じてしか、そして等価物の交換を通じてしか、所有権を移転することができない。
- 逆に言うと、商品交換が行われたということは、私的所有が成立したということを意味する。

逆に、もし私的所有が 不成立だと...

- 例えば,
もしビールを酒屋からマンビキしたら,
私は、ビールを酒屋の私的所有物して
承認しなかったことになる。
- ↓ ところが
- まさにマンビキは商品交換ではない。
- ↓ すなわち
- 商品交換は成立しない。

相互的承認と社会的承認

自立した個人の間での自由な
社会関係形成

当事者同士の承認と 社会による承認

- 直接的には交換過程における
当事者同士の相互的承認
 - それを通じて間接的に社会が承認する。
 - 市場社会は無数の私的取引の総体でしかない。
 - もちろん、最終的には（広義の）公法と政治機構とによって所有の安定性が担保される。

交換過程における相互的承認

- 平等（＝対等）な個人どうしが
誰に命令されたのでもなく
自分の自由な意志で
自分で行為責任を負って
合意形成に至った。
- 社会は過剰に干渉せずに、
個人の自由意志を尊重するべきだ
というのが個々の私的所有者間での
個別的商品交換の総計として
形成された市場社会の理念

暴力と承認

- 交換過程の内部では
暴力が排除されている。
- 市場社会は、暴力ではなく当事者同士の承認をタテマエ上の原則とする社会形成
 - 暴力は、この承認の形式が否定された場合に、例外的に、交換過程の外部から政治社会が干渉する

試験範囲外

商品交換の歴史的発生

- ▼ 山中の共同体
 - 茸は採れるが貝は採れない。
- ▲ 海辺の共同体
 - 貝は採れるが茸は採れない。
- 楽勝なら恐喝・略奪するかもしれない
（つまり合意によらない暴力の行使）。
- 楽勝でないからこそ、
共同体間で商品交換する。

参考

試験範囲外

起源と必然性

- 一方では、商品交換の起源は個人間ではなく、共同体間。
- 他方では、私的所有の起源は商品生産ではなく、自給自足（非商品生産）。
- 必然的形態としては、つまり市場社会では商品交換と私的所有とが結び付く。

参考

4. 私的所有そのものの形式性

形式と内容との分離

私的所有の正当化の形式と内容

- 労働（生産過程）と承認（交換過程）との分離
- ↓ 従って、実際には、
- 内容を問えない正当化でしかない。
- ↓ しかし、そうである以上、逆に、
- 交換過程では、所有が労働に基づいていると想定するしかない。

私的所有の形式性

- 実質的に（本当に）自己労働に基づいているのかどうかは、市場（＝交換過程）の内部ではわからない。
- ひょっとすると自己労働に基づかない取得（＝搾取）が行なわれているのかもしれない。
- しかし、そうだとしても、それは市場の外部での事情である。

労働と所有との一致という正当化原則の成立

- 労働と交換とが完全に分離しているからこそ、逆にかえって、交換の場で行なわれる私的所有の正当化は労働と所有との一致という形式を貫徹させる。

今回の結論

- ❖ 私的所有は交換過程での相互的承認によって発生する。
- ❖ 労働と所有との一致（自己労働に基づく私的所有）が市場社会の正当化の根本である。